

須磨海浜水族園・海浜公園再整備事業 質問回答書(令和元年5月28日公開)

番号	資料名	頁	箇所	質問内容	回答
1	基本協定書(案)	6	(事業遂行の指針) 第3条第3項	質問回答書は、各書類間と齟齬が生じる可能性があるため、本協定より前に追記すべきと考えます。	質問回答書は公募設置等指針や基本協定書(案)等について市としての一定の見解を示すものでありますが、今後、質問回答書や公募設置等計画の内容を踏まえて、実際に締結される基本協定書ではその詳細を修正することが想定されるため、基本協定書(案)第3条第3項に記載のとおりとさせていただきます。
2	基本協定書(案)	7	第5条第3項	乙が数社の共同企業体の場合、公募対象公園施設それぞれにおいて、甲に対し最終責任を負う企業を共同企業体の中から指定する事は可能でしょうか？	甲と乙の関係においては、乙を構成する法人が甲に対してその責任を負うものとしていますが、乙の構成団体間の責任分担については、構成団体間で任意に設定されるものであると考えています。 ただし、公募設置等計画作成要領「A:事業者の体制及び事業計画について」のとおり、想定される運営リスクへの具体的な対応方針や構成団体間の責任分担比率についても評価の視点となる点にご留意ください。
3	基本協定書(案)	7	(乙の役割分担等) 第5条第2項	「最終責任を負う」とは、個別の業務を担当する担当法人ではなく、乙が、甲に対して債務を負担する、という意味でしょうか。	乙が本協定の当事者として協定に基づく債務の履行について最終責任を負うとするのはご理解のとおりです。 ただし、個別の業務担当法人がいる場合に、乙がすべての債務不履行責任を負うことになるかどうかは、個別の業務を担当する法人が乙の故意過失またはそれと信義則上同視される者に該当するかどうかで判断されることになります。
4	基本協定書(案)	9	第12条	「甲が要求する場合」とは具体的にどのようなケースを想定されていますでしょうか？	本事業を実施するにあたり、隣接する事業者等との調整を想定しています。(海岸管理者、ヨットハーバー管理者、神戸市公園緑化協会等)
5	基本協定書(案)	9	(本施設の整備工事に伴う 周辺的安全及び環境対策)第11条	合理的かどうかの判断基準がありましたら、お示しください。	公募設置等指針p.52「(2)適用基準」の諸基準に定められる安全対策及び環境対策が合理的な範囲であると考えます。
6	基本協定書(案)	9	(関係事業者との連携)第 12条	関係事業者との調整について、具体的に想定されている関係事業者やその範囲等があれば、ご教示いただけますでしょうか。	本事業を実施するにあたり、隣接する事業者等との調整を想定しています。(海岸管理者、ヨットハーバー管理者、神戸市公園緑化協会等)
7	基本協定書(案)	9	第13条	須磨海浜水族園・海浜公園再整備事業自体に起因する損害や紛争等については、乙の責任の範囲外と理解してよろしいでしょうか。	第13条第2項の規定により、本事業(須磨海浜水族園・海浜公園再整備事業)の遂行にあたり生じた紛争等は乙の責任となっております。 ただし、事業に関する要望や制度に関する問い合わせ、本事業を推進する目的等については本市においても対応し理解を求めていく必要があると認識しています。

番号	資料名	頁	箇所	質問内容	回答
8	基本協定書(案)	10	第15条第1項	「修正すべき点がある場合」とは具体的にどのような場合を想定されていますでしょうか？	設計図書等が認定公募設置等計画から大きく逸脱した内容であった場合や、利用者の安全対策上必要と考えられる場合など、修正すべき明確な理由がある場合を想定しています。
9	基本協定書(案)	10	15条3	「認定公募設置等計画の内容に変更～」について、設計段階で軽微な変更は十分にあり得ると考えますが、どの程度の変更時を想定されていますでしょうか？	軽微な変更であれば、認定公募設置等計画の内容の変更は必要ないと考えています。軽微かどうかの判断は実際の事象に応じて、その都度判断します。
10	基本協定書(案)	10	(設計) 第15条第1項	「修正すべき点」とありますが、「公募設置等指針に照らして修正すべき点」等のように、修正の判断基準を明示いただけませんか。	設計図書等が認定公募設置等計画から大きく逸脱した内容であった場合や、利用者の安全対策上必要と考えられる場合など、修正すべき明確な理由がある場合を想定しています。
11	基本協定書(案)	11	第18条(第56条)	合理的な理由があれば工事責任者を乙の指定する協力者等から選任してもよろしいでしょうか？	可能です。
12	基本協定書(案)	11	第20条第6項	条例等の改正により使用料の額が改定される場合、増額になる場合は条例に従うとの記載がありますが、減額になる場合も条例に従うとの認識でよろしいでしょうか？また、使用料改定はどのような場合に改定されるのでしょうか？	本条文は国土交通省「都市公園の質の向上に向けたPark-PFI活用ガイドライン(平成30年8月10日)」3.8 公募対象公園施設の設置管理(3)「当該使用料が条例等の変更により、条例等で定める額を下回る場合にあっては、条例等で定める額を使用料として徴収することになる」によるものであり、条例改正により使用料が減額となった場合においても、公募設置等計画においてご提案いただいた公園施設設置許可使用料の額(単価)については変更いたしません。 本市では4年に1回の頻度で使用料の見直しを行っています。設置許可の使用料は、土地の固定資産税評価額及び物価上昇率を基に判断します。なお、直近で料金を改定したのは、昭和59年です。
13	基本協定書(案)	11	第20条3項	「前項の許可の期間は、許可の日から10年とする。」とありますが、P-PFIの設置許可期間は20年との認識ですが、20年の誤りでしょうか。	認定公募設置等計画の有効期間は20年を予定していますが、都市公園法第5条第3項の規定により、設置許可の期間の上限は10年となっているため、誤りではございません。
14	基本協定書(案)	11	(施工計画書等) 第17条	工事期間中においては毎週末日までに翌週の週間工程表をそれぞれ作成のうえ。。。とありますが、週末日とは何曜日を指しますでしょうか？(例 土曜日)	原則、金曜日を想定しております。 (金曜日が年末年始・祝日に該当する場合は、その前の開庁日)
15	基本協定書(案)	11	(工事責任者の設置) 第18条	工事責任者は、全ての工事現場の運営・監理を行い。。。とありますが、工事期間中、工事責任者が変わる事は可能でしょうか？工事のフェーズにより、工事責任者が変わることを想定しております。	可能です。

番号	資料名	頁	箇所	質問内容	回答
16	基本協定書(案)	11	(許可) 第20条第2項	設置許可申請書に週間工程表を添付しなければならない旨記載がありますが、第17条第1項を参照すると、同工程表の作成は工事期間中となっております。同申請書を提出する際には同工程表は不要という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり不要です。
17	基本協定書(案)	11	(許可) 第20条第5項但し書き	条例等で定める使用料の額の方が低くなり、上回る場合、条例の金額を採用していただけないでしょうか。	本条文は国土交通省「都市公園の質の向上に向けたPark-PFI活用ガイドライン(平成30年8月10日)」3.8 公募対象公園施設の設置管理(3)「当該使用料が条例等の変更により、条例等で定める額を下回る場合にあっては、条例等で定める額を使用料として徴収することになる」を準用したものであり、条例改正により使用料が減額となった場合においても、公募設置等計画においてご提案いただいた公園施設設置許可使用料の額(単価)については変更いたしません。
18	基本協定書(案)	11	(許可) 第20条第5項但し書き	「下回る」とは、1円単位でも下回ったら、この規定が適用されるのでしょうか。	ご理解のとおりです (参考:国土交通省「都市公園の質の向上に向けたPark-PFI活用ガイドライン(平成30年8月10日)」3.8 公募対象公園施設の設置管理(3))
19	基本協定書(案)	12	(許可) 第20条第6項	設置許可の期間の始期や終期が、ひと月に満たない場合、設置許可使用料を日割り計算とするよう修正いただけますでしょうか。	ひと月に満たない場合は日割り計算といたします。
20	基本協定書(案)	13	(乙による完成検査) 第24条2	甲は甲が必要と認める場合、乙をして必要最低限の破壊検査を行わせることができる。この場合において、破壊検査及び復旧に要する費用は乙の負担とありますが、必要な検査は乙が実施予定であり、それ以外に甲が必要と判断し乙に指示する場合は別途費用をご負担いただきたいと考えます。	ご質問のとおり、必要な検査については、諸基準等に基づき乙の責任において適切に実施していただくべきものです。 「甲が必要と認める場合」は、それらの基準を満たしていない場合や、明らかな異常が見受けられる場合などに限られるものと認識しており、この場合の破壊検査に係る費用については乙の負担において実施していただきます。
21	基本協定書(案)	14	第27条第1項	「必要があると認められる場合」とは、具体的にどのような場合を想定されていますでしょうか。	例えば乙が基本協定書の義務に違反した場合や、安全上の問題が生じたときなどを想定しています。
22	基本協定書(案)	14	(甲の責に帰すことのできない事由による設置工事の一時中止等) 第28条第1項	第28条第1項1号の事由は不可抗力等のため、当該増加費用のご負担を貴市とするのが合理的と考えます。	公募対象公園施設については、基本的には事業者が自己責任において事業を遂行いただくものと考えており、不可抗力や法令等の変更、経済変動などを想定したうえで事業に参入いただくことを考えています。

番号	資料名	頁	箇所	質問内容	回答
23	基本協定書(案)	14	(設置工事の一時中止) 第27条	甲によって設置工事を一時中止した場合、それによって乙に生じた費用や損害を、甲が負担する旨を規定いただけますでしょうか。	基本協定書(案)第27条は甲が安全上の理由などから必要と認める場合に工事を一時中止させた場合の規定であり、甲の責に帰すべき事由による工事の一時中止とは異なります。 甲の責に帰すべき事由による工事の一時中止等が生じた場合は、基本協定書(案)第29条に規定されております。
24	基本協定書(案)	14	(甲の責に帰すことのできない事由による設置工事の一時中止等) 第28条第4項	第28条第1項1号の事由は不可抗力等のため、本協定の解除によって生じる損害を貴市とするのが合理的と考えます。	公募対象公園施設については、基本的には事業者が自己責任において事業を遂行いただくものと考えており、不可抗力や法令等の変更、経済変動などを想定したうえで事業に参入いただくことを考えています。また、その場合の増加費用については、合理的に発生する増加費用として一定範囲に限定しています。 これらの事由による解除権の行使については、一定の事由が発生したときに事業者からも事業をリリースする権利を認めているものにすぎず、解除の原因となる事由は、あくまで当事者双方の責に帰すべからざる事由に基づくものであることから、損害賠償責任についても双方に発生しないということが合理的であると考えています。
25	基本協定書(案)	15	第28条第6項	「合理的かつ必要な限度」とは、具体的にどのような範囲・内容を想定されていますでしょうか？	社会情勢や周辺環境の変動などから住民の福祉の増進を図るために合理的かつ必要な限度内において政策変更等がなされる場合を想定しています。 たとえば、海浜公園又は事業対象地の付近における住環境(音、振動、照明など)への影響について、合理的に必要な限度において現時点と異なる運営基準などが定められることを想定しているものです。 このような場合など、現時点では予測が困難であり、議会や本市が公共の必要性からなされるものであることから、これを本市の責に帰すべき事由に該当するとは考えられず、一般的な「法令等変更」と同一の事情であると整理しています。 したがって、第28条第6項にある「条例等の制定、変更又は甲の政策変更」とは、本事業における目的の変更や事業の廃止等を想定しているものではありません。
26	基本協定書(案)	15	第28条第6項	条例の制定・変更や政策変更に起因する内容の為、甲の責に帰すべき事由とはなりませんでしょうか？	本条項に規定する「条例の制定、変更又は甲の政策変更」については、本文に示すとおり「合理的かつ必要な限度」において行われる場合に限定しており、「法令等変更」と同様に扱われるべき事由であると考えています。 (参考:No.25)
27	基本協定書(案)	15	(甲の責に帰すことのできない事由による設置工事の一時中止等) 第28条6	「甲又は議会の判断により、合理的かつ必要な限度において海浜公園又は事業対象地のみを対象とする条例の制定、変更又は甲の政策変更が行われたことにより、設置工事の一時中止等が必要となる場合」は、増額減額共に変更費用は甲にご負担いただきたいと考えます。	本条項に規定する「条例の制定、変更又は甲の政策変更」については、本文に示すとおり「合理的かつ必要な限度」において行われる場合に限定しており、「法令等変更」と同様に扱われるべき事由であると考えています。 (参考:No.25)

番号	資料名	頁	箇所	質問内容	回答
28	基本協定書(案)	16	第33条第3項但し書き	須磨海浜水族園・海浜公園再整備事業に関する要望、問い合わせ、苦情等は、甲の責めに帰すべき事由によるものと理解してよろしいでしょうか。	第13条第2項の規定により、本事業(須磨海浜水族園・海浜公園再整備事業)の遂行にあたり生じた紛争等は乙の責任となっております。ただし、事業に関する要望や制度に関する問い合わせ、本事業を推進する目的等については本市においても対応し理解を求めていく必要があると認識しています。
29	基本協定書(案)	16	(財務情報等の報告・開示) 第36条第1項	決算書及び会計監査報告書の提出についての記載がありますが、SPCを設立しない場合は不要という理解でよろしいでしょうか。また、必要な場合は、代表構成団体に係るものという理解でよろしいでしょうか。	SPCを設立しない場合についても、乙(代表構成団体および各構成団体)に関する決算書及び会計監査報告書をご提出いただきます。
30	基本協定書(案)	16	(その他の報告義務) 第37条	「乙は、事業期間中、前3条のほか、本事業に関し甲が必要と認めて報告を求めた事項について、遅滞なく甲に報告しなければならない。」前3条とは管理運営報告書、年間業務報告書、財務情報等の報告・開示の3条との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、第34条～第36条を指します。
31	基本協定書(案)	17	第40条第1項	「やむを得ない事由」とは、具体的にどのような内容を想定されていますでしょうか？	不可抗力によるものが想定されますが、これに限らず、国の要請等、他に替え難い事由が生じた場合を想定しています。
32	基本協定書(案)	17	第38条2項	セルフモニタリングは協力者が行うものであり、認定計画提出者である乙が行うことは出来ないということでしょうか	セルフモニタリングについて、基本的には乙が実施するものですが、第38条第2項は、協力者が各施設の運営を行っている場合を想定し、その場合は乙は協力者にセルフモニタリングの義務を履行させるという趣旨で記載しております。
33	基本協定書(案)	17	(甲によるモニタリング) 第39条第3項	改善計画について、所定の書式等ありますでしょうか。改善計画に記載すべき事項として、具体的に想定されているものがあれば、ご教示いただけないでしょうか。	現時点では所定の書式はありません。改善計画に記載すべき事項は改善すべき内容により異なるため、改善計画の提出を命じる際に、60日以内という提出期限を踏まえて過度な負担とならない範囲で指定します。
34	基本協定書(案)	17	(許可の取消し等) 第40条	「やむを得ない場合」とは、不可抗力を指すと理解してよろしいでしょうか。	不可抗力によるものが想定されますが、これに限らず、国の要請等、他に替え難い事由が生じた場合を想定しています。
35	基本協定書(案)	18	第42条第1項	「許可条件を付すことがある」に関し、どのような場合・条件を想定されていますでしょうか？	現時点で具体的な想定はありません。原則として、提供資料55「設置許可基準」に従って判断します。

番号	資料名	頁	箇所	質問内容	回答
36	基本協定書(案)	18	(許可の更新) 第42条第1項	許可の更新についての記載がありますが、当該更新の際に認定公募設置等計画の変更は可能でしょうか。この時点で当該認定公募設置等計画は10年前のもので、社会の変化を考慮した修正が必要になることが想定されます。	公募設置等指針P.9<基本姿勢>に示すように「30年にわたる事業期間内において推測される社会情勢の変化に柔軟に適応」できる計画を求めているところですが、更新時点の状況を鑑みた上で、主要な提案の取りやめや当初の計画を覆すような大幅な変更など、公募の公平性を損なうものとならない範囲内において変更は可能と考えています。
37	基本協定書(案)	18	(許可の更新) 第42条第2項	本項で挙げられている許可要件とは何を想定されているかご教えてください。	提供資料55「設置許可基準」をご参照ください。
38	基本協定書(案)	18	第42条第1～3項	更新が認められない場合、どのような具体的なケースを想定されていますでしょうか？	提供資料55「設置許可基準」を満たさない場合を想定しています。
39	基本協定書(案)	18	第42条第5項	法令等の変更による更新不可とは、真にやむを得ない場合に限りませんか？具体的にはどのような変更を想定されていますでしょうか？	たとえば、法律の変更により、都市公園内に水族館やホテルが設置できなくなる場合などのやむを得ない場合に限られると想定しています。
40	基本協定書(案)	18	第42条第5項	法令等の変更による更新不可であり、第84条第2項同等の扱いになりませんか？	ここでいう法令の変更は、国による法律の変更及び合理的かつ必要な限度において行われる条例の変更を想定しており、これは「市の責」ではないと整理しています。
41	基本協定書(案)	18	(第三者による使用) 第44条1項	甲に書面を提出した日から承認までのスケジュール(時間)をご教授下さい。	基本協定書(案)第41条に記す変更許可の申請が必要です。概ね1か月を事務処理の標準期間としています。
42	基本協定書(案)	18	(第三者による使用) 第44条1項	承認及び否認となる基準がございましたら、ご教授下さい。	審査基準は、提供資料55「設置許可基準」のとおりです。特に下記の点について確認します。 ・暴力団対策法、風営法の規制の対象となっていないか。 ・販売品目、営業内容が都市公園内での営業に適しているか。
43	基本協定書(案)	18	(第三者による使用) 第44条1項	テナント等の募集・決定に関しては幅広く柔軟に行いたい観点から、甲への書面の提出(通知)により、第三者に賃貸又は使用させる事が可となる事をご検討頂く事は可能でしょうか。	回答No.42に掲げる審査基準を満たしていることを確認する必要があるため、事前承認は管理上必要と考えています。
44	基本協定書(案)	18	(第三者による使用) 第44条第1項	第三者による使用についての記載がありますが、甲の要求がない場合、当該第三者の概要を提出した時点で承認という理解でよろしいでしょうか。	本条項による手続きは、乙からの届け出に対する甲の承認により完了するものであり、提出を行ったことのみをもって手続きを完了したものとみなされません。

番号	資料名	頁	箇所	質問内容	回答
45	基本協定書(案)	19	第45条	初動対応に必要な費用とは、具体的にどのような費用を想定されていますでしょうか？	災害発生時の避難所開設までの一時避難者の対応など、社会的・人道的に求められる共助の範囲の対応に要した費用を想定しています。
46	基本協定書(案)	19	第45条	費用負担について、但し書き以降の「期間を超えて長期化する場合」だけでなく、「費用が著しく増大する場合」も含まれると考えてよいか。	ご理解のとおりです。
47	基本協定書(案)	19	第46条第5項	「合理的かつ必要な限度」とは、具体的にどのような制限を想定されていますでしょうか？	No.25の回答をご参照ください。
48	基本協定書(案)	19	第46条第5項	条例の制定・変更や政策変更に起因する内容の為、甲の責に帰すべき事由とはなりませんでしょうか？	本条項に規定する「条例の制定、変更又は甲の政策変更」については、本文に示すとおり「合理的かつ必要な限度」において行われる場合に限定しており、「法令等変更」と同様に扱われるべき事由であると考えています。(参考:No.25)
49	基本協定書(案)	19	第46条第5項	政策変更により高額な投資の回収ができなくなり大きな損害となり得る項目です。当該リスク想定ができる様な合理的かつ必要な限度を開示願います。	No.25の回答をご参照ください。
50	基本協定書(案)	19	(災害時の対応) 第45条	「地震火災等の災害時に公募対象公園施設又は海浜公園が避難地又は災害復旧活動拠点として利用される場合、乙は自らの費用をもって適切な初動対応を行い、公募対象公園施設に生じた損害の復旧にかかる費用を負担する。」とありますが、災害復旧活動拠点として利用される場合の費用負担は乙の責によらない為、甲にてご負担をお願いできないでしょうか。	公募対象公園施設は、公共の財産ではありませんが、公園は公共の財産になり、地震火災等の災害時に公募対象公園施設又は海浜公園が避難地又は災害復旧活動拠点として利用される場合があります。この場合、災害発生時の避難所開設までの一時避難者の対応など、社会的・人道的に求められる共助の範囲の対応は乙にて対応いただきたいと考えています。また、その共助について合理的な範囲を超えるものについては協議としています。ただし、公募対象公園施設に生じた損害の復旧等は乙にて行っていただきます。
51	基本協定書(案)	19	(甲の責に帰すことのできない事由による増加費用等) 第46条5	条例の制定又は変更または甲の政策変更に伴う公募対象公園施設の管理において増加費用又は損害が生じることとなった場合、甲にてご負担いただけないでしょうか。	本条項に規定する「条例の制定、変更又は甲の政策変更」については、本文に示すとおり「合理的かつ必要な限度」において行われる場合に限定しており、「法令等変更」と同様に扱われるべき事由であると考えています。(参考:No.25)

番号	資料名	頁	箇所	質問内容	回答
52	基本協定書(案)	19	(甲の責に帰すことのできない事由による増加費用等) 第46条5	条例の制定又は変更または甲の政策変更に伴って、本事業の継続が不能となった場合の損害は甲乙協議にて決定していただけないでしょうか。	本条項に規定する「条例の制定、変更又は甲の政策変更」については、本文に示すとおり「合理的かつ必要な限度」において行われる場合に限定しており、「法令等変更」と同様に扱われるべき事由であると考えています。(参考:No.25)
53	基本協定書(案)	19	(甲の責に帰すことのできない事由による増加費用等) 第46条5	追加資料に関する質問期間が短すぎる為、再度追加の質問期間を設けていただきたいと思います。	追加資料(令和元年5月15日公開)に関する質問期間を改めて設けることはいたしません。ご理解ください。
54	基本協定書(案)	19	(甲の責に帰すことのできない事由による増加費用等) 第46条5	追加資料等について、今後も継続協議の場を設けていただきますよう、お願いします。	不明点等については対話の議題としてご提出ください。
55	基本協定書(案)	21	第50条7項	なお書き以降、損害金とは別に支払う金額(=甲が負担した増加費用及び損害に相当する金額)は、その範囲は合理的な金額の範囲という理解でいいか。	遅延により本市が負担した増加費用および損害に相当する額は、その根拠を示し得る範囲において全額請求することになります。
56	基本協定書(案)	21	第51条	譲渡が承諾されない場合はどのような場合がありますでしょうか？審査項目等を開示願います。	原則として、公募対象公園施設を乙以外の者が所有することは想定しておりません。ただし、事業承継を行う場合等、甲と乙の間で本協定の規定に基づく協議、承諾等を経て進められる手続きにより譲渡の必要が生じた場合においては、甲の事前の承諾により譲渡を可能としています。
57	基本協定書(案)	21	(原状回復) 第50条1項	設置期間の終了時に、例えば神戸市様の要望により公募対象施設を残置する場合はございますでしょうか。もし可能性があるとするば、乙は甲に対象施設を無償譲渡することにより原状回復の義務が無くなる旨の規定の検討をお願い致します。	市が譲り受ける予定は有りません。
58	基本協定書(案)	21	(譲渡の取扱い) 第51条	甲の事前承諾の基準等がございましたらご教授お願い致します。	原則として、公募対象公園施設を乙以外の者が所有することは想定しておりません。ただし、事業承継を行う場合等、甲と乙の間で本協定の規定に基づく協議、承諾等を経て進められる手続きにより譲渡の必要が生じた場合においては、甲の事前の承諾により譲渡を可能としています。

番号	資料名	頁	箇所	質問内容	回答
59	基本協定書(案)	21	第50条第1項	原状回復を行う際の「原状」についての基準があればご教示ください。	質問回答書(令和元年5月22日公表分)の回答No.15の通りです (参考:更地の状態にしてください。ただし、その後の利用計画により対応を協議します。)
60	基本協定書(案)	21	第51条	甲の事前承諾に係る基準があればご教示ください。	原則として、公募対象公園施設を乙以外の者が所有することは想定しておりません。 ただし、事業承継を行う場合等、甲と乙の間で本協定の規定に基づく協議、承諾等を経て進められる手続きにより譲渡の必要が生じた場合においては、甲の事前の承諾により譲渡を可能としています。
61	基本協定書(案)	21	(特定公園施設の損傷に伴う影響) 第49条	「合理的な範囲を超える場合」とありますが具体的な数値をお示しください。	特定公園施設の損傷により公募対象公園施設の営業を長期に休止せざるを得ないなどの場合を想定しています。
62	基本協定書(案)	22	第55条	週間工程表の提出は、毎週メールにて送付するという考えでよいか。	結構です。
63	基本協定書(案)	23	第56条	工事責任者とは、現場代理人または監理技術者と考えてよいか。	神戸市工事請負契約約款に規定する現場代理人とします。
64	基本協定書(案)	23	第56条	工事責任者に必要な資格はあるか。	必要な資格はありません。 ただし、別途、建設業法に基づき、主任技術者、監理技術者、専門技術者の設置が必要であり、これらの者については法定の資格が必要です。
65	基本協定書(案)	23	第56条	工事責任者は、応募登録者・協力者どちらから選出してもよろしいか。	結構です。
66	基本協定書(案)	23	(甲による説明要求及び立会) 第59条第3項	「事前通知なしに」とありますが、災害事故防止のためにも、「事前に通知のうえ」にご修正願います。	原則として、立会を行う際には、工事責任者に連絡することを想定していますが、公園管理者として本市が現場を確認する必要がある場合は通知なしに工事現場に立ち入らせていただくことがあります。
67	基本協定書(案)	25	第65条第1項	「必要があると認められる場合」とは、具体的にどのような場合を想定されていますでしょうか。	例えば乙が基本協定書の義務に違反した場合や、安全上の問題が生じたときなどを想定しています。

番号	資料名	頁	箇所	質問内容	回答
68	基本協定書(案)	25	(甲の責に帰すことのできない事由による建設工事の一時中止等) 第66条第1項	第1号には、建設工事の物価変動も含まれるのでしょうか。また、第1号に挙げられている事由による場合、発注者(貴市)のご負担とするのが合理的と存じます。	含まれます。 増加等が合理的な範囲を超える分については、本市の負担とします。合理的な範囲とは、神戸市工事請負契約約款第24条に定めに基づき、変動前残工事代金額と変動後残工事代金額との差額が、変動前残工事代金額の1000分の15以内は合理的な範囲であるとしています。
69	基本協定書(案)	26	第66条第6項	「合理的かつ必要な限度」とは、具体的にどのような範囲・内容を想定されていますでしょうか？	No.25の回答をご参照ください。
70	基本協定書(案)	26	第66条第6項	条例の制定・変更や政策変更に起因する内容の為、甲の責に帰すべき事由とはなりませんでしょうか？	本条項に規定する「条例の制定、変更又は甲の政策変更」については、本文に示すとおり「合理的かつ必要な限度」において行われる場合に限定しており、「法令等変更」と同様に扱われるべき事由であると考えています。 (参考:No.25)
71	基本協定書(案)	26	(甲の責に帰すことのできない事由による建設工事の一時中止等) 第66条6	「甲又は議会の判断により合理的かつ必要な限度において海浜公園又は事業対象地のみを対象とする条例の制定又は変更、又は甲の政策変更が行われたことにより建設工事の一時中止等が必要となる場合」は増額減額共に変更費用は甲にてご負担いただけないでしょうか。	本条項に規定する「条例の制定、変更又は甲の政策変更」については、本文に示すとおり「合理的かつ必要な限度」において行われる場合に限定しており、「法令等変更」と同様に扱われるべき事由であると考えています。 (参考:No.25)
72	基本協定書(案)	27	第70条第3項	「上限」とありますが、減額になる場合はございますでしょうか？具体的にはどのような場合でしょうか。	減額となる場合もあると考えています。設計協議を経て、認定計画提出者から提出された最終的な計画内容と工事費内訳書に基づき、本市が金額を精査確認(数量、単価設定、歩掛等が適切かを確認します。)した額となります。
73	基本協定書(案)	27	(所有権移転及び引渡しに伴う諸条件) 第70条第1項	「～予算及び財産の取得に係る議会の議決を得たうえで～」と記載がありますが、議会で否決された場合、貴市に責があるため、乙は設計費等の諸費用を損害賠償請求できるという理解でよろしいでしょうか。	No.82に示すとおり、議会の判断は本市の責に帰すべき事由とは考えられないことと整理しており、原則的には市の損害負担はないものと考えております。
74	基本協定書(案)	27	(引渡予定日の変更又は引渡しの遅延) 第71条5	遅延利息が特定公園施設の譲渡価格の1000分の1相当額とありますが、第60条の甲による中間検査を受けた場合は検査済の工事出来形部分と工事材料、建築設備の機器に対する請負代金相当額を控除した額の1000分の1としていただけないでしょうか。	工区ごとの引渡予定日及び譲渡価格により遅延利息を計算することを想定しています。 なお、ご質問にある第60条の規定は「中間検査」ではなく、「中間確認」に関する規定です。引渡しにあたっては、工区ごとに第63条に規定する完了検査確認通知書の交付を受ける必要があります。

番号	資料名	頁	箇所	質問内容	回答
75	基本協定書(案)	27	(引渡予定日の変更又は引渡しの遅延) 第71条5	遅延利息が1日につき1000分の1とありますが、民間連合協定工事請負契約約款の規定にある1日につき10000分の4としていただけませんか。	特定公園施設の建設については公共工事に相当するものと考えますので、神戸市工事請負契約約款の規定に準じていただきます。
76	基本協定書(案)	28	第73条第1項 (第52条第1項)	「特定施設管理法人」は第52条記載の工事中の特定施設管理法人と同一である必要はありますでしょうか？	同一である必要はありません。
77	基本協定書(案)	28	73条及び定義集『特定施設管理法人』	認定計画提出時点において設立が出来ていない場合、●●が主体となり設立する法人 といったような表現で問題ありませんでしょうか？	公募設置等計画の内容に合わせて修正を行います。
78	基本協定書(案)	28	(瑕疵担保) 第72条第1項	神戸市工事請負契約約款に準じて、「ただし、かしが重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、甲は、修補を請求することができない」と規定していただけないでしょうか。	神戸市工事請負契約約款に準じて、ご質問のとおり修正します。
79	基本協定書(案)	29	第76条第2項	10年更新の契約保証金を30年分の使用料から算出されている理由を御教示願います。	本協定は30年間の事業実施に関する協定であり、事業に必要な許認可等の有効期間ではなく、事業期間である30年間の基準とすることが適切であると考えています。
80	基本協定書(案)	30	(認定公募設置等計画の認定の有効期間及び事業期間) 第77条第1項	有効期間の記載がありますが、当該期間は設置工事期間を含むという理解でよろしいでしょうか。	含まれます。
81	基本協定書(案)	30	(甲による解除) 第78条第1項	(1)号および(2)号に関して、いずれも文頭に、「本事業に関し、」と追加して規定していただけないでしょうか。	本事業に限らず法人としての適格性を担保するものであり、欠格事項の範囲を限定する記述は行わないものとさせていただきます。
82	基本協定書(案)	31	第78条第3項(1)(2)	「議会において否決」とは、具体的にどのような理由で否決されるケースが想定されますでしょうか？	予算、債務負担行為、指定管理者の指定などには議会の承認等の手続きを経ることなく市長が行うことは法律上できません。したがって、議会の判断は本市の責に帰すべき事由とは考えられないこととなります。ただし、議会の承認を得られなかった場合には、基本協定書(案)第78条第3項に示すとおり、事業者と本市においてその後の進め方を協議していきたいと考えています。

番号	資料名	頁	箇所	質問内容	回答
83	基本協定書(案)	31	(甲による解除) 第78条第2項	乙が第1号乃至第8号に該当する場合の本協定の解除についての記載がありますが、構成団体は乙に含まれるのかご教示ください。	基本協定書(案)P6 前文及びP.40 記名押印欄の通り、乙は構成団体(代表構成団体を含む)を指します。 (参考:No.91)
84	基本協定書(案)	31	(甲による解除) 第78条第3項	「～議会において否決されたとき」と記載がありますが、この場合は貴市の帰責事由となるため、乙は設計費、建設費等の諸費用を損害賠償請求できるという理解でよろしいでしょうか。	No.82に示すとおり、議会の判断は本市の責に帰すべき事由とは考えられないことと整理しており、原則的には市の損害負担はないものと考えております。
85	基本協定書(案)	31	(甲による解除) 第78条第3項	第3項の事由により本協定を解除する場合、それによって乙に生じた費用や損害を、甲が負担する旨を規定いただけますでしょうか。	No.82に示すとおり、議会の判断は本市の責に帰すべき事由とは考えられないことと整理しており、原則的には市の損害負担はないものと考えております。
86	基本協定書(案)	32	(特定公園施設の解除に伴う措置) 第81条第1項	本協定が解除された場合の措置についての記載がありますが、不可抗力による場合も本項の規定に従うという理解でよろしいでしょうか。	結構です。
87	基本協定書(案)	33	第82条	違約金の設定根拠をご教示願います。	神戸市工事請負契約約款第44条の規定を参考に設定しております。
88	基本協定書(案)	34	85条2項(3)	合同会社における発起人が具体的に何を意味しているかご教示ください。 またSPCについての詳細に関しては対話等の際に確認等させて頂くという理解でよろしいでしょうか？ (SPCの設立において会計事務所等は不可欠と認識しております)	基本協定書(案)第12章の規定は主に株式会社を想定した例示であり、公募設置等計画の内容に合わせて修正を行います。 この点について、対話の議題として挙げていただくことは可能です。 (参考:No.92)
89	基本協定書(案)	36	第91条	協議の上、著作権の対象範囲を限定する事は可能でしょうか？	限定の具体的な目的、内容が不明なため、判断いたしかねます。
90	基本協定書(案)	36	(地位承継後の乙の責任) 第89条2項	乙を構成する各事業会社において、地位譲渡した場合の譲渡先の債務につき連帯して債務を負担する事は一般的ではないため、当該項について6月中旬から予定されている対話の中で協議を行う事は可能でしょうか。	本公募への応募者である当初の認定公募設置等計画者には、本事業を責任をもって遂行いただきたいと考えていますが、甲の債権保全に必要な担保の提供方、あるいはそれが可能な体制のとり方については、様々な手法があるかと考えられます。 基本協定書(案)第12章はSPCを組成する場合の基本協定書(案)の内容を例示したものであり、第89条第2項についてもその例示の一つですが、この点について、対話の議題として挙げていただくことは可能です。
91	基本協定書(案)	40	記名押印頁	「構成企業」の定義をご教示ください。	「構成団体」の誤りです。

番号	資料名	頁	箇所	質問内容	回答
92	基本協定書(案)	41	定義集 SPC	ここで記載の「設立」とは具体的に何を意味していますでしょうか？	SPC体制の組成を意味するものをご理解ください。
93	リスク分担表(別紙2) 須磨海浜水族園・海浜公園再整備事業	1	番号2	「合理的な理由」とは例えばどのような事例が想定されますでしょうか。	No.25の回答をご参照ください。
94	リスク分担表(別紙2) 須磨海浜水族園・海浜公園再整備事業	1	番号3 解除の場合の相手方費用・損害負担 なし	保証金は返還されないということでしょうか。	基本協定書(案)第76条及び第82条の規定の通りです。
95	リスク分担表(別紙2) 須磨海浜水族園・海浜公園再整備事業	1	番号6 事業変更(延長)計画の提出と承認	事業者側はなにを提出すればよろしいでしょうか。	本市が提示する事業計画変更案を踏まえた変更計画を提出していただきます。 なお、事業計画を変更する必要のない範囲においては、変更計画の提出を求めることはありません。
96	リスク分担表(別紙2) 須磨海浜水族園・海浜公園再整備事業	1	番号7 解除の場合の相手方費用・損害負担 なし	保証金は返還されないということでしょうか。	基本協定書(案)第76条及び第82条の規定の通りです。
97	リスク分担表(別紙2) 須磨海浜水族園・海浜公園再整備事業	1	1	「自己費用の増加等が著しく～」とありますが、「著しく」とは、具体的に何%以上のコストの自己負担増額を想定されているかご教示願います。	一定の数値を定めるものではなく、当初の事業計画を変更しなければ事業計画の遂行が困難となる範囲を想定しています。
98	リスク分担表(別紙2) 須磨海浜水族園・海浜公園再整備事業	1	2	「～、市が当該施設等の政策を変更する合理的な理由がある場合～」とありますが、「合理的な理由」とは、具体的にどのような理由、ケースを想定されているかご教示願います。	No.25の回答をご参照ください。
99	リスク分担表(別紙2) 須磨海浜水族園・海浜公園再整備事業	1	2	「整備事業に関する合理的範囲の変更指示」とありますが、「合理的範囲の変更指示」とは、具体的にどのような範囲、ケースを想定されているかご教示願います。	設計図書等が認定公募設置等計画から大きく逸脱した内容であった場合や、利用者の安全対策上必要と考えられる場合など、修正すべき明確な理由がある場合を想定しています。
100	リスク分担表(別紙2) 須磨海浜水族園・海浜公園再整備事業	1	2	「自己費用の増加等が合理的な範囲を超えるなどして～」とありますが、合理的な範囲とは、具体的に何%以上の増加を想定されているかご教示願います。	一定の数値を定めるものではなく、当初の事業計画を変更しなければ事業計画の遂行が困難となる範囲を想定しています。
101	リスク分担表(別紙2) 須磨海浜水族園・海浜公園再整備事業	1	2	貴市に発生した事由により特定公園施設の費用が増加する場合は、貴市に当該費用をご負担いただくのが合理的です。従って、「コストの自己費用増額負担」の市欄を「あり」、事業者欄を「なし」とするべきと考えます。	「市に発生した事由」による場合であっても、その原因が市の責に帰すべきものではなく、市からの合理的範囲の変更指示によるものである場合、市が負担すべきということではないと整理しております。 (参考:No.99)

番号	資料名	頁	箇所	質問内容	回答
102	リスク分担表(別紙2) 須磨海浜水族園・海浜公園再整備事業	1	2	民法上、貴市に発生した事由により協定が解除された場合、事業者 に損害賠償請求権が発生するため、「解除の場合の相手方費用・損 害の負担」の市欄は「あり」とするのが合理的と考えます。	「市に発生した事由」による場合であっても、その原因が市の責に帰すべきも のではなく、市からの合理的範囲の変更指示によるものである場合、市が負 担すべきということではないと整理しております。 (参考:No.99)
103	リスク分担表(別紙2) 須磨海浜水族園・海浜公園再整備事業	1	3	ここで挙げられている事由により、費用が増加する場合は、貴市に当 該費用をご負担いただくのが合理的です。従って、「コストの自己費用 増額負担」の市欄を「あり」、事業者欄を「なし」とすべきと考えます。	基本協定書(案)第71条第4項の通り、神戸市工事請負契約約款を準用して 乙の負担範囲を限定しており、現在の内容のままで合理的であると考えてお ります。
104	リスク分担表(別紙2) 須磨海浜水族園・海浜公園再整備事業	1	3	「自己費用の増加等が合理的な範囲を超えるなどして～」とありますが、合理的な範囲とは、具体的に何%以上の増加を想定されている かご教示願います。	神戸市工事請負契約約款第24条又は同約款第28条に定める事由に該当す る場合は同約款の規定を準用し、その範囲内の「コストの自己費用増額負 担」は事業者にご負担していただきます。 (参考:No.68)
105	リスク分担表(別紙2) 須磨海浜水族園・海浜公園再整備事業	1	3	<措置等>「コストの自己費用増額負担」に対応する本項の市側欄 が空欄になっています。これは「なし」と解釈して宜しいでしょうか？ご 教示願います。(市側、事業者側の双方の責に帰すべき事由がない 場合、少なくとも双方が負担「あり」にすべきと存じますが、如何でしょ うか？)	神戸市工事請負契約約款第24条又は同約款第28条に定める事由に該当す る場合は同約款の規定を準用し、その範囲内の「コストの自己費用増額負 担」は事業者にご負担していただきます。 (参考:No.68)
106	リスク分担表(別紙2) 須磨海浜水族園・海浜公園再整備事業	1	6	<措置等>「変更に伴うコストの自己費用増額負担」に対応する本項 の事業者側欄が空欄になっています。これは「なし」と解釈して宜しい でしょうか？ご教示願います。(市の責に帰すべき事由によるコスト増 の場合、事業者側は、負担「なし」にすべきと存じますが、如何でしょ うか？)	基本協定書(案)第47条に記載の通りです。
107	リスク分担表(別紙2) 須磨海浜水族園・海浜公園再整備事業	1	7	<措置等>「コストの自己費用負担増額」「施設の修復、最建築等の 費用負担」の市側欄が空欄になっています。これは「なし」と解釈して 宜しいでしょうか？ご教示願います。(市側、事業者側の双方の責に 帰すべき事由がない場合、少なくとも双方が負担「あり」にすべきと存 じますが、如何でしょうか？)	民間施設である公募対象公園施設の管理運営にあたり、不可抗力による公 募対象公園施設の損傷にかかる増加費用の負担は事業者にご負担いただ べきものだと考えております。
108	リスク分担表(別紙2) 須磨海浜水族園・海浜公園再整備事業	1	8	自然災害等により、公募対象公園施設を除く部分が損傷等を受け費 用が増加する場合、当該費用は貴市にご負担いただくのが合理的で す。従って、「事業延期等に伴うコストの自己費用増額負担」の事業者 欄は「なし」とすべきと考えます。	自然災害等により特定公園施設が損傷等を受け費用が増加する場合、一般 的に工事の一時中止や工期の変更、引渡の遅延等が生じるものと想定され ます。 この場合、基本協定書(案)第66条第1項第1号又は第71条第4項に基づ いて取り扱われるものと整理しております。

番号	資料名	頁	箇所	質問内容	回答
109	リスク分担表(別紙2) 須磨海浜水族園・海浜公園再整備事業	1	8	自然災害等により、公募対象公園施設を除く部分の計画変更に伴う費用が発生する場合、当該費用は貴市にご負担いただくのが合理的です。従って「計画変更等に伴う相手方費用・損害の負担」の市欄を「あり」とするべきと考えます。	自然災害等により特定公園施設が損傷等を受け費用が増加する場合、一般的に工事の一時中止や工期の変更、引渡の遅延等が生じるものと想定されます。 この場合、基本協定書(案)第66条第1項第1号又は第71条第4項に基づいて取り扱われるものと整理しております。
110	リスク分担表(別紙2) 須磨海浜水族園・海浜公園再整備事業	1	8	自然災害等により、公募対象公園施設を除く部分の協定が解除された場合、当該費用は貴市にご負担いただくのが合理的です。従って「解除の場合の相手方費用・損害の負担」の市欄を「あり」とするべきと考えます。	リスク分担表8は「公募対象公園施設の損傷等による場合」を除く甲乙双方の責に帰すべきではない事由によるものであり、「公募対象公園施設を除く部分」の解除を示すものではありません。
111	リスク分担表(別紙2) 須磨海浜水族園・海浜公園再整備事業	2	10	貴市の政策変更により費用が増加する場合は、貴市の責に帰する事由のため、「コストの増加あるいは自己の損害の負担」及び「解除の場合の相手方費用・損害の負担」の市欄を「あり」とするのが合理的です。	リスク分担表11番についてのご質問として回答いたします。 本条項に規定する「条例の制定、変更又は甲の政策変更」については、本文に示すとおり「合理的かつ必要な限度」において行われる場合に限定しており、「法令等変更」と同様に扱われるべき事由であると考えています。 (参考:No.25)
112	リスク分担表(別紙2) 須磨海浜水族園・海浜公園再整備事業	2	11	「市の政策変更～(合理的かつ必要な限度において行われるものに限る。）」とありますが、合理的、必要な限度の具体的な基準、及びどのようなケースを想定されているかご教示願います。	No.25の回答をご参照ください。
113	リスク分担表(別紙2) 須磨海浜水族園・海浜公園再整備事業	2	11	<措置等>「コストの自己費用負担増額」に対応する本項の市側欄が空欄になっています。これは「なし」と解釈して宜しいでしょうか？ご教示願います。(合理的如何に係らず、市の政策変更あるいは条例の変更等に基づくコスト増の場合、市側は負担「あり」、事業者側は負担「なし」にすべきと存じますが、如何でしょうか？)	本条項に規定する「条例の制定、変更又は甲の政策変更」については、本文に示すとおり「合理的かつ必要な限度」において行われる場合に限定しており、「法令等変更」と同様に扱われるべき事由であると考えています。 (参考:No.25)
114	リスク分担表(別紙2) 須磨海浜水族園・海浜公園再整備事業	2	11	<措置等>「解除の場合の相手方費用・損害の負担」に対応する本項の市側欄が「なし」になっています。市の政策変更、条例の変更等に発生した事由に基づく契約解除であれば、合理的如何に係らず、市側は負担「あり」にすべきと存じますが、如何でしょうか？)	本条項に規定する「条例の制定、変更又は甲の政策変更」については、本文に示すとおり「合理的かつ必要な限度」において行われる場合に限定しており、「法令等変更」と同様に扱われるべき事由であると考えています。 (参考:No.25)
115	リスク分担表(別紙2) 須磨海浜水族園・海浜公園再整備事業	2	番号11 市の政策変更あるいは当該施設等事業にのみ適用される条例の変更等による場合(合理的かつ必要な限度において行われるものに限る)	合理的かつ必要な限度とは例として、どのような内容が想定されますでしょうか。	No.25の回答をご参照ください。

番号	資料名	頁	箇所	質問内容	回答
116	リスク分担表(別紙2) 須磨海浜水族園・海浜公園再整備事業	2	12	「合理的な範囲を超えた～」とありますが、合理的な範囲の具体的な基準をご教示願います。	一定の数値を定めるものではなく、当初の事業計画を変更しなければ事業計画の遂行が困難となる範囲を想定しています。
117	リスク分担表(別紙2) 須磨海浜水族園・海浜公園再整備事業	2	12	「コストの増加あるいは自己の損害の負担」の事業者欄に「公募対象公園施設の増加費用・損害負担」と規定されておりますが、13番の「コストの増加あるいは損害の負担」の事業者欄に「あり」と規定されており、ダブルスタンダードとなっております。従って、12番の「コストの増加あるいは自己の損害の負担」の事業者欄を「なし」とするべきと考えます。	基本協定書(案)第48条及び第49条に記載の通りです。リスク分担表13番におけるコストの増加あるいは損害については、公募対象公園施設にかかるコストの増加等を示すものであり、特定公園施設にかかるコストの増加等については市と指定管理者との関係に係る内容であるため、本項目(コストの増加あるいは損害の負担)においては記載していません。
118	リスク分担表(別紙2) 須磨海浜水族園・海浜公園再整備事業	2	13	<措置等>「コストの自己費用負担増額」に対応する本項の市側欄が空欄になっています。これは「なし」と解釈して宜しいでしょうか？ご教示願います。(市側、事業者側の双方の責に帰すべき事由がない場合、少なくとも双方が負担「あり」にすべきと存じますが、如何でしょうか？)	民間施設である公募対象公園施設の管理運営にあたり、不可抗力による公募対象公園施設の損傷にかかる増加費用の負担は事業者にご負担いただくべきものだと考えております。
119	リスク分担表(別紙2) 須磨海浜水族園・海浜公園再整備事業	2	14	<措置等>「コストの増加あるいは損害の負担」に対応する本項の市側欄が空欄になっています。これは「なし」と解釈して宜しいでしょうか？ご教示願います。(市側、事業者側の双方の責に帰すべき事由がない場合、少なくとも双方が負担「あり」にすべきと存じますが、如何でしょうか？)	公募対象公園施設については、基本的には事業者が自己責任において事業を遂行いただくものと考えており、経済変動などを想定したうえで事業に参入いただくことを考えています。
120	リスク分担表(別紙2) 須磨海浜水族園・海浜公園再整備事業	2	14	ここで挙げられている事由により、費用が増加する場合は、貴市に当該費用をご負担いただくのが合理的です。従って「コストの増加あるいは損害の負担」の市欄を「あり」、事業者欄を「なし」とするべきと考えます。	No.119をご参照ください。
121	リスク分担表(別紙2) 須磨海浜水族園・海浜公園再整備事業	2	14	ここで挙げられている事由により、協定が解除となった場合は、事業者の帰責事由ではないため、「解除の場合の相手方費用・損害の負担」の事業者欄を「なし」とするのが合理的と考えます。	公募対象公園施設については、基本的には事業者が自己責任において事業を遂行いただくものと考えており、経済変動などを想定したうえで事業に参入いただくことを考えています。また、基本協定書(案)第46条第2項の規定により、「乙が負担すべき増加費用が合理的な限度を超えることにより本事業を当初の事業計画どおり遂行することが困難となった場合」には変更計画を提出することができるものであり、その変更内容が合理的である場合には市はこれを承認するものとなっております。
122	リスク分担表(別紙2) 須磨海浜水族園・海浜公園再整備事業	2	16,17,19	市欄に「公園施設(指定管理施設)については別表のとおり」との記載がありますが、当該別表とは何を示しているかご教示ください。	「リスク分担表(別紙) 海浜公園 指定管理業務」を指します。

番号	資料名	頁	箇所	質問内容	回答
123	リスク分担表(別紙2) 須磨海浜水族園・海浜公園再整備事業	2	21,23	不可抗力事由による費用の増加は、貴市にご負担いただくのが合理的です。従って「経済変動等不可抗力を含むすべての場合」の市欄を「あり」、事業者欄を「なし」とすべきと考えます。	原状回復は都市公園法第10条のとおり公園施設設置者である乙の義務であり、基本協定書(案)第50条第1項に基づいて、乙の責任および費用負担によって行われるものと考えております。
124	リスク分担表(別紙2) 須磨海浜水族園・海浜公園再整備事業	2	22	貴市の責に帰する事由により、引継ぎ作業が増加等する可能性もあります。従って、「引継ぎ作業の増加等に起因する場合」の市欄も「あり」とするのが合理的と考えます。	ここでいう「引き継ぎ作業」とは、事業終了に伴う作業全般を指し、原状回復を終えて土地を明け渡すために必要な作業のことをいいます。原状回復は都市公園法第10条のとおり公園施設設置者である乙の義務であり、円滑な事業終了のために市が事業者に対して合理的な範囲において必要な作業の指示を行う可能性はありますが、これは市の責に帰すべきものとはならないものと考えております。
125	リスク分担表(別紙2) 神戸市立須磨海浜水族園 指定管理業務	3	収入・支出計画とのずれによる指定管理者の収益悪化など	法令や条例変更によって、コストが増加する場合は、貴市のご負担とするのが合理的です。従って、「コストの増加あるいは損害の負担」の市欄を「あり」、「事業者欄を「なし」とすべきと考えます。	ここでいう「当該施設等事業にのみ適用される法令の変更(税率変更を除く)あるいは条例の変更などの事情による場合」は合理的かつ必要な限度において行われるものを想定しており、これは「市の責」ではないと整理しています。
126	リスク分担表(別紙2) 神戸市立須磨海浜水族園 指定管理業務	3	収入・支出計画とのずれによる指定管理者の収益悪化など	経済変動、公共料金値上げ、税率変更などの事象によって、コストが増加する場合は、貴市にご負担いただくのが合理的です。従って、「コストの増加あるいは損害の負担」の市欄を「あり」、「事業者欄を「なし」とすべきと考えます。	本市指定管理者制度における基本的なリスク分担において、経済変動等の事業によるコスト増加を指定管理者負担としており、現指定管理業務においてもそのように取り扱っております。
127	リスク分担表(別紙2) 神戸市立須磨海浜水族園 指定管理業務	3	指定管理事業の停止	自然災害その他の事情により事業停止期間が発生し収入が減少する場合は、当該損害を貴市にご負担いただくのが合理的です。従って、「続行計画による事業停止期間の収入減少負担」の市欄を「あり」、事業者欄を「なし」とすべきと考えます。	本市指定管理者制度における基本的なリスク分担において、自然災害その他の事業による収入の減少を指定管理者負担としており、現指定管理業務においてもそのように取り扱っております。
128	リスク分担表(別紙2) 神戸市立国民宿舎須磨荘 指定管理業務	4	収入・支出計画とのずれによる指定管理者の収益悪化など	法令や条例変更によって、コストが増加する場合は、貴市にご負担いただくのが合理的です。従って、「コストの増加あるいは損害の負担」の市欄を「あり」、「事業者欄を「なし」とすべきと考えます。	ここでいう「当該施設等事業にのみ適用される法令の変更(税率変更を除く)あるいは条例の変更などの事情による場合」は合理的かつ必要な限度において行われるものを想定しており、これは「市の責」ではないと整理しています。
129	リスク分担表(別紙2) 神戸市立国民宿舎須磨荘 指定管理業務	4	収入・支出計画とのずれによる指定管理者の収益悪化など	経済変動、公共料金値上げ、税率変更などの事象によって、コストが増加する場合は、貴市にご負担いただくのが合理的です。従って、「コストの増加あるいは損害の負担」の市欄を「あり」、「事業者欄を「なし」とすべきと考えます。	本市指定管理者制度における基本的なリスク分担において、経済変動等の事業によるコスト増加を指定管理者負担としており、現指定管理業務においてもそのように取り扱っております。

番号	資料名	頁	箇所	質問内容	回答
130	リスク分担表(別紙2) 神戸市立国民宿舎須磨荘 指定管理業務	4	指定管理事業の停止	自然災害その他の事情により事業停止期間が発生し収入が減少する場合は、当該損害を貴市にご負担いただくのが合理的です。従って、「続行計画による事業停止期間の収入減少負担」の市欄を「あり」、事業者欄を「なし」とすべきと考えます。	本市指定管理者制度における基本的なリスク分担において、自然災害その他の事業による収入の減少を指定管理者負担としており、現指定管理業務においてもそのように取り扱っております。
131	リスク分担表(別紙2) 海浜公園 指定管理業務	4	収入・支出計画とのずれによる指定管理者の収益悪化など	法令や条例変更によって、コストが増加する場合は、貴市にご負担いただくのが合理的です。従って、「コストの増加あるいは損害の負担」の市欄を「あり」、「事業者欄を「なし」とすべきと考えます。	特定公園施設の指定管理業務については長期間にわたるため、神戸市の指定管理者制度運用マニュアルに基づき、「指定管理者制度や施設の管理運営に影響を及ぼす法令等の変更」に係る「コストの増加あるいは損害の負担」については協議により取り扱いを定めることとします。
132	リスク分担表(別紙2) 海浜公園 指定管理業務	4	収入・支出計画とのずれによる指定管理者の収益悪化など	経済変動、公共料金値上げ、税率変更などの事象によって、コストが増加する場合は、貴市にご負担いただくのが合理的です。従って、「コストの増加あるいは損害の負担」の市欄を「あり」、「事業者欄を「なし」とすべきと考えます。	本市指定管理者制度における基本的なリスク分担において、物価・金利の変動は指定管理者の負担とされており、本事業においても同様の取り扱いと整理しております。ただし、指定管理料にかかる消費税の変更については本市が負担します。
133	リスク分担表(別紙2) 海浜公園 指定管理業務	4	指定管理事業の停止	自然災害その他の事情により事業停止期間が発生し収入が減少する場合は、当該損害を貴市にご負担いただくのが合理的です。従って、「続行計画による事業停止期間の収入減少負担」の市欄を「あり」、事業者欄を「なし」とすべきと考えます。	本市指定管理者制度における基本的なリスク分担において、自然災害その他の事業による収入の減少を指定管理者負担としており、本事業においてもそのように取り扱うものとします。
134	リスク分担表(別紙2) 指定管理業務	3~5	神戸市立須磨海浜水族園 ／神戸市立国民宿舎須磨荘 ／海浜公園	「コストの増加あるいは損害の負担」はどのような内容を想定されているのでしょうか。	代表的なものに法令変更による手続きコストの増加、原材料・管理資材の値上げなどが想定されますが、これに限定されるものではありません。
135	覚書(案)	2	(本覚書の任意解除)第5条第3項	「ただし、乙が前項に定める期日までにその申出をしなかったときは、乙は、甲に対して違約金を支払わなければならない」とありますが、期日までに辞退・本覚書の解除の申出をおこなった場合には、違約金は発生しないものと理解してよろしいでしょうか。	第5条第2項の手続きを満たす場合においては、ご理解の通りです。
136	覚書(案)	5	(定めのない事項等)第10条	本覚書に定めのない事項やその他必要な事項については、甲乙協議の上定めるとしていただけないでしょうか。	甲の指示によるものとしますが、一方的な指示とならないよう事前に協議のうえ、その指示を行うものと考えております。
137	覚書(案)	5	(定めのない事項等)第10条	本覚書に定めのない事項やその他必要な事項について甲の指示に従うことが出来ない場合、乙は本覚書の解約を申し出ることができると考えてよろしいでしょうか。また、その場合違約金は発生しないとの理解でよろしいでしょうか。	第5条第2項の手続きを満たす場合においては、ご理解の通りです。

番号	資料名	頁	箇所	質問内容	回答
138	特定公園施設建設・譲渡契約書(案)	2	(総則)第1条第1項	特定公園施設の整備を「乙の負担により」完了すると規定されていますが、「基本協定書に基づき」に修正いただけないでしょうか。	特定公園施設建設・譲渡契約書(案)P.2前文に示すとおり、須磨海浜水族園・海浜公園再整備事業基本協定書に基づいて本契約書を締結することになっているため、ご質問のように記載しなくても、基本協定書に基づいていることは明らかだと認識しています。
139	特定公園施設建設・譲渡契約書(案)	2	(譲渡の対価)第3条第3項	支払にかかる費用は乙が負担する、とありますが、金融機関等による振込手数料の他に、想定されている費用があれば、具体的にご提示いただけますでしょうか。	手数料を想定しています。他に想定するものではありません。
140	その他			認定計画提出者となった際に市と基本協定書の内容に関して、協議の機会をいただけますか。	市が求める基準や選定の理由となった重要事項などの条件を変更することはできないものと考えています。 ただし、公募の公平性を損なわない範囲において、公募設置等計画の内容を踏まえて細部を調整する必要はあると考えています。